

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日が休日に当り、その翌日は、その翌日)

## 目 次

◇ 告 示 平成七年鳥取県製造業流通調査要綱(統計課)

平成七年鳥取県商業流通調査要綱( )

指定老人訪問看護事業者の指定(医務薬事課)

土地改良区の役員就退任(二件)(農村整備課)

土地改良区の定款の変更の認可( )

土地改良事業の工事の完了( )

鳥取県松くい虫被害対策実施計画の変更(森林保全課)

◇ 教 委 告 示 定例教育委員会の招集(総務課)

◇ 公 安 告 示 遊技機の型式の検定(生活安全企画課)

◇ 公 告 採石業務管理者試験の実施(河川課)

## 告 示

### 鳥取県告示第二百六十九号

鳥取県統計調査条例(昭和二十五年三月鳥取県条例第七号)の規定に基づき、平成七年鳥取県製造業流通調査要綱を次のとおり定めたので、同条例第二条の規定により告示する。

平成八年四月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 平成七年鳥取県製造業流通調査要綱

#### 一 調査の目的

この調査は、鳥取県統計調査条例(昭和二十五年三月鳥取県条例第七号)に基づき、県内と県外との商品流通状況を明らかにし、平成七年鳥取県産業連関表を作成するための基礎資料を得ることを目的とする。

#### 二 調査の範囲

この調査は、知事が別に定める方法によって抽出した事業所について行う。

#### 三 調査の実施期間

平成八年五月一日から同月三十一日までとする。

#### 四 調査の方法

この調査は、知事が別に定める調査票により郵送調査の方法で行う。

#### 五 調査事項

この調査は、次に掲げる事項について行う。

1 事業所の名称及び所在地

2 従業者数

3 品目別製造受払額

4 消費地域別出荷内訳

#### 六 調査の対象となる期間

この調査の対象となる期間は、平成七年一月一日から同年十二月三十一日までの一年間とし、これにより難い場合は、この期間を最も多く含む事業年度の期間とする。

#### 七 調査票の提出期限及び提出先

この調査の調査票は、平成八年五月三十一日までに知事に提出するものとする。

#### 八 結果の公表

この調査の結果の公表は、平成七年鳥取県産業連関表の公表をもってこれに代える。

鳥取県告示第二百七十号

鳥取県統計調査条例（昭和二十五年三月鳥取県条例第七号）の規定に基づき、平成七年鳥取県商業流通調査要綱を次のとおり定め、同条例第二条の規定により告示する。

平成八年四月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 調査の目的

この調査は、鳥取県統計調査条例（昭和二十五年三月鳥取県条例第七号）に基づき、県内に所在する卸売事業所及び大規模小売事業所の商品の仕入額及び販売額を把握し、平成七年鳥取県産業連関表を作成するための基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査の範囲

この調査は、知事が別に定める方法によって抽出した事業所について行う。

三 調査の実施期間

平成八年五月一日から同月三十一日までとする。

四 調査の方法

この調査は、知事が別に定める調査票により郵送調査の方法で行う。

五 調査事項

この調査は、次に掲げる事項について行う。

- 1 事業所の名称及び所在地
- 2 従業者数
- 3 経営組織
- 4 本社若しくは支社又は単独の事業所の別

5 商品仕入額

6 商品販売額

7 年初及び年末の商品手持額

8 5及び6に掲げる事項の県際関係

六 調査の対象となる期間

この調査の対象となる期間は、平成七年一月一日から同年十二月三十一日までの一年間とし、これにより難しい場合は、この期間を最も多く含む事業年度の期間とする。

七 調査票の提出期限及び提出先

この調査の調査票は、平成八年五月三十一日までに知事に提出するものとする。

八 結果の公表

この調査の結果の公表は、平成七年鳥取県産業連関表の公表をもってこれに代える。

鳥取県告示第二百七十一号

老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第四十六条の五の二第一項の規定に基づき、指定老人訪問看護事業者を指定したので、同法第四十六条の十七の九の規定により、次のとおり告示する。

平成八年四月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	主たる事務所の所在地	老人訪問看護ステーションの名称	所 在 地	指 定 年 月 日
社会福祉法人 養寿会	境港市誠道町二〇八三	いなば幸朋苑訪問看護ステーション	鳥取市浜坂 二二八―一	平成八年 四月一日

鳥取県告示第二百七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次  
のとおり淀江宇田川地区土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつた  
ので、同条第十七項の規定により告示する。

平成八年四月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の指名及び住所

理 事	角 積	西伯郡淀江町大字淀江九四二
〃	湯 浅 繁 夫	西伯郡淀江町大字淀江八五八
〃	提 島 祐 吉	西伯郡淀江町大字淀江六九五
〃	松 永 幸 美	西伯郡淀江町大字淀江七九七―二
〃	生 田 仁	西伯郡淀江町大字淀江五三九―三
〃	堀 口 俊 逸	西伯郡淀江町大字淀江六三六
〃	八 幡 久 知	西伯郡淀江町大字淀江二五五―二
〃	谷 田 眞 喜 男	西伯郡淀江町大字西原五一八
〃	生 田 直 行	西伯郡淀江町大字西原五〇七
〃	座 山 豊	西伯郡淀江町大字西原六八五
〃	山 根 登 亀 雄	西伯郡淀江町大字福岡二二九
〃	渡 辺 茂 昭	西伯郡淀江町大字福岡一〇四〇
〃	山 根 稔	西伯郡淀江町大字稲吉一三七
〃	野 津 升 信	西伯郡淀江町大字稲吉一一八
〃	森 田 一 男	西伯郡淀江町大字高井谷二九
〃	森 田 昭 吾	西伯郡淀江町大字中西尾二四五
〃	森 田 時 雄	西伯郡淀江町大字富繁二三〇
〃	岩 垣 開 三	西伯郡淀江町大字西尾原八三一―一

就任した役員の指名及び住所

平成七年十月十九日退任

〃	山 根 淳	西伯郡淀江町大字富繁一三三
〃	田 中 巖	西伯郡淀江町大字福頼二九七
監 事	亀 山 大 吉	西伯郡淀江町大字淀江九〇七
〃	吹 野 美 彰	西伯郡淀江町大字西原九六一
〃	柿 原 勸	西伯郡淀江町大字富繁五
理 事	角 積	西伯郡淀江町大字淀江九四二
〃	湯 浅 繁 夫	西伯郡淀江町大字淀江八五八
〃	朝 妻 貞 昭	西伯郡淀江町大字淀江六九六
〃	渡 瀬 恒 昭	西伯郡淀江町大字淀江八〇五
〃	生 田 仁	西伯郡淀江町大字淀江五三九―三
〃	堀 口 俊 逸	西伯郡淀江町大字淀江六三六
〃	田 原 恭 吉	西伯郡淀江町大字淀江二三一
〃	谷 田 眞 喜 男	西伯郡淀江町大字西原五一八
〃	河 本 勇	西伯郡淀江町大字西原六五九
〃	座 山 豊	西伯郡淀江町大字西原六八五
〃	山 根 武 男	西伯郡淀江町大字福岡二九二
〃	渡 邊 要 行	西伯郡淀江町大字福岡一〇五〇
〃	山 根 稔	西伯郡淀江町大字稲吉一三七
〃	野 津 升 信	西伯郡淀江町大字稲吉一一八
〃	森 田 一 男	西伯郡淀江町大字高井谷二九
〃	森 田 昭 吾	西伯郡淀江町大字中西尾二四五
〃	森 田 芳 彦	西伯郡淀江町大字富繁一〇三
〃	岩 垣 開 三	西伯郡淀江町大字西尾原八三一―一
〃	山 根 淳	西伯郡淀江町大字富繁一三三

〃 田 中 巖 西伯郡淀江町大字福頼二九七  
 監 事 後 藤 巖 西伯郡淀江町大字淀江七三一  
 〃 吹 野 美 彰 西伯郡淀江町大字西原九六一  
 〃 柿 原 勸 西伯郡淀江町大字富繁五  
 平成七年十月二十日就任 任期四年

鳥取県告示第二百七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり福部土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成八年四月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理 事 中 井 正 夫 岩美郡福部村大字湯山七〇六

平成七年十二月三十一日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 湯 邨 勲 岩美郡福部村大字湯山八一三

平成八年三月五日就任 任期平成九年八月十六日まで

鳥取県告示第二百七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、逢坂地区土地改良区の定款の変更を平成八年四月九日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成八年四月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成八年四月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
鹿野町	農村基盤総合整備事業 今市地区 区画整備	平成八年三月二十六日

鳥取県告示第二百七十六号

松くい虫被害対策特別措置法（昭和五十二年法律第十八号）第四条第一項の規定に基づき、鳥取県松くい虫被害対策実施計画を変更したので、同条第四項の規定により告示する。

その関係書類は、鳥取県農林水産部森林保全課及び各地方農林振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成八年四月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 教育委員会告示

#### 鳥取県教育委員会告示第五号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成八年四月十六日

鳥取県教育委員会委員長 大 石 徹

- 一 日 時 平成八年四月十七日(水) 午後三時五分
- 二 場 所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 三 議 題
  - 1 市町村教育委員会教育長の承認について
  - 2 その他

### 公安委員会告示

#### 鳥取県公安委員会告示第十五号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定により告示する。

平成八年四月十六日

鳥取県公安委員会委員長 上 田 務

申請者	氏名	株式会社竹屋					
	住 所	愛知県春日井市美濃町二丁目98					
遊技の種類	遊技機の区分	型 式 名	製 業 者	造 名	検 番	定 号	有 効 期 間
	ばちんこ機	規則第6条第1号	C R モ ン ス タ ー ハ ン	株式会社竹屋	500403	平成8年4月16日	平成8年4月16日から3年間

申請者	氏名	株式会社三共					
	住 所	群馬県利根市境野町六丁目460					
遊技の種類	遊技機の区分	型 式 名	製 業 者	造 名	検 番	定 号	有 効 期 間
	ばちんこ機	規則第6条第1号	フ ー バ ー 結 婚 の	株式会社三共	400645	平成8年4月16日	平成8年4月16日から3年間

### 公 告

採石法(昭和25年法律第291号)第32条の13第1項の規定に基づき、第25回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成 8 年 4 月 16 日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 試験科目及び試験時間

試 験 科 目	試 験 時 間
ア 岩石の採取に関する法令（環境保全関係法令を含む。） イ 岩石の採取に関する技術的な事項	2時間30分

2 試験の日時及び場所

- (1) 試験の日時 平成8年6月4日（火）午前10時から
- (2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目271番地

鳥取県職員会館 第2会議室及び第3会議室

3 受験申込手続

次の書類を平成8年4月16日（火）から同年5月14日（火）までの間に住所地を管轄する土木事務所に提出すること。

なお、郵送の場合は、平成8年5月14日（火）までの消印のあるものに限り有効とする。また、受験願書及び履歴書は、土木事務所に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

- (1) 受験願書
- (2) 履歴書
- (3) 写真（手札型とし、出願前6か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。）
- 4 受験手数料及びその納付方法
  - (1) 受験手数料 7,400円
  - (2) 納付方法
    - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の欄に張り付けること。
- 5 その他

- (1) 受験願書を提出した者には、受験票を交付する。
- (2) 受験についての詳細は、土木事務所に問い合わせること。